

**「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業  
ガバメントピッチイベント及び成果報告会開催等委託業務」  
企画提案募集要領**

**1 目的**

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会（以下「協議会」という。）が設定する「中部国際空港を利用する外国人旅行者に対して県内周遊を促進するための課題」に対する解決策の提案をスタートアップ等から募るため、スタートアップ等を対象にしたガバメントピッチイベントを開催する。

開催後、解決策の募集を行った上で優れた提案を選定し、実証事業として実際に実施する。

実証事業終了後には、成果報告会を開催し、実証事業の社会実装の後押しや他地域への展開を図る。

**2 業務名**

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業ガバメントピッチイベント及び成果報告会開催等委託業務

**3 業務内容**

別添仕様書のとおり

**4 委託金額の上限**

4,659,424 円以内（消費税及び地方消費税を含む）  
なお、委託料の支払い方法は原則精算払いとします。

**5 委託契約期間**

契約締結の日から 2027 年 3 月 26 日（金）まで

**6 契約保証金**

契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

**7 委託の方法**

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託金額の上限の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

## 8 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 愛知県会計局が作成した最新の入札参加資格者名簿に登録されており、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」－小分類「03. 催事」－細分類「01. イベント企画」

中分類「07. 調査委託」－小分類「16. 観光関係調査」

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 応募受付期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 応募は単独に限らず共同事業体等でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。なお、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表する事業者が応募を行うこと。
- ア 共同事業体等を構成する事業者いずれかが、応募資格の(1)の要件を満たす者であること。
- イ 共同事業体等を構成する全ての事業者が、応募資格の(2)～(7)の要件を満たす者であること。

## 9 応募方法等

### (1) 募集期間

2026年4月1日（水）から同年4月17日（金）正午まで

### (2) 企画提案書類の提出

本業務の受託を希望される方は、下記により必要書類を提出してください。

#### ア 提出期限

2026年4月17日（金）正午まで（必着）

#### イ 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで）

※ 提出期限は4月17日（金）正午必着のため、注意してください。

※ 郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法としてください。

#### ウ 提出書類及び企画提案書作成方法

**別紙1** 企画提案書作成要領のとおり

#### エ 提出部数

正本1部、副本9部とする。

※ 1部ずつセットすること。

※ ただし、法人等のパンフレットのみ正本1セットで可

#### オ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎1階東

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会事務局

（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課魅力発信グループ内）

担当：松田

電話：052-954-6476

## カ 応募に関する条件等

- ・ 企画提案書の提出は、1者1案とします。
- ・ 応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しません。
- ・ 資料の提出費用は、応募者の負担とします。また、提出資料は返却しません。
- ・ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限り利用し、厳重に管理します。
- ・ 採用された企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとします。
- ・ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は協議会と協議の上で決定します。
- ・ その他詳細については、協議会と打合せの上、行うものとします。

## キ その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

## 10 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するため、協議会が設置する審査委員会において書面審査を行います。

### (2) 審査基準

**別紙2** 企画提案書審査基準について評価し、総合的な審査を行います。

### (3) 通知

審査結果は、確定後速やかに応募者全員に対して文書にて通知します。

### (4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、受託候補者と契約に向けた調整や手続き等を経た上で、協議会と委託契約を締結します。

その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしますが、双方の合意により内容を変更する場合があります。

### (5) その他

審査にあたっては提出された企画提案書等に基づきますが、追加資料の提出を求められることがあります。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。

## 11 問合せについて

- ・ 本業務に関する質問は、2026年4月6日（月）正午までに、電子メールでのみ受け付けます。その際、電子メールの件名は「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業に係る委託業務に関する質問」とすること。

メールアドレス：[kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp](mailto:kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp)

- ・ 質問への回答は、当該法人等に固有の質問を除き、2026年4月8日（水）までに、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」へ回答を掲載する。

※企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

## 12 スケジュール（予定）

質問書の提出期限	2026年4月6日（月）正午
質問書に対する回答の公表	4月8日（水）
企画提案書の提出期限	4月17日（金）正午
企画審査委員会（書面審査）	4月下旬頃
委託契約締結	4月下旬

## 13 その他

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

**「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業  
ガバメントピッチイベント及び成果報告会開催等委託業務」  
企画提案書作成要領**

**1 委託業務内容**

仕様書のとおり

**2 委託料**

4,659,424 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

**3 提出書類****(1) 提案応募書（様式1）****(2) 業務実施体制（様式2）**

- ・業務実施体制は、本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、部署名・職名、実施体制などについて、詳細に記載すること。
- ・類似事業実績は、本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去5年間の実績について簡潔に記載すること。

**(3) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）**

内容を証明する書類も合わせて提出すること。

**(4) 見積書（任意様式、A4判縦）**

- ※ 宛名：「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会 会長 森田 勇人」
- ※ 委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。
- ※ 本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。
- ※ 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

**(5) 企画提案書（任意様式、原則A4判）**

- ・仕様書を熟読の上、下記事項を順に記載してください。

**I 業務実施体制****II 企画内容****(1) 業務全体の方針について**

- ① 業務を進める上での基本方針
- ② 業務実施の工程（プロセス）・スケジュール
- ③ 協議会との連携体制

**(2) ガバメントピッチイベントの開催について**

- ① 募集要領及び説明資料の作成補助の内容
- ② ガバメントピッチイベントの実施方針・開催概要（開催日時、開催場所、会場レイアウト、時間配分、進行役、スタッフ配置）
- ③ ガバメントピッチイベントの参加者募集方法及び対面参加者を増やすための具体的な方策

**(3) 課題解決策の提案募集、受付方法及び優秀提案の選定支援について**

- ① 課題解決策の提案の募集、受付方法
- ② 優秀提案の選定に係る支援内容

(4) 実証事業実施の支援について

(5) 成果報告会の開催について

① 成果報告会の実施方針・開催概要（開催日時、開催場所、会場レイアウト、時間配分、進行役、スタッフ配置）

② 成果報告会の参加者募集方法及び対面参加者を増やすための方策

③ 成果報告会の報告者及び参加者の双方に実施するアンケート調査の内容

(6) 全体の進行管理について

(7) 独自の追加提案

貴社の知見やノウハウを活用し、本業務をより効果的に実施するための追加提案について、具体的に記載すること。

(6) 「共同事業体協定書」の写し（様式4）※ 共同事業体を結成する場合

(7) 委任状（様式5）※ 共同事業体を結成する場合

(8) その他資料（法人等のパンフレット、過去の類似業務の実績報告書の写等）

「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業  
ガバメントピッチイベント及び成果報告会開催等委託業務」  
企画提案書審査基準

※ 下線は、配点が高い項目

審査項目	審査の視点
1 業務実施体制	類似業務の実績、統括責任者・業務担当者のスキルや経験、他会社との連携などにより、十分なノウハウを備えているか。
2 業務全体の方針	(1) 業務全体の方針は、委託者の意図を十分理解したものか。 (2) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールとなっているか。
3 ガバメントピッチイベントの開催	(1) <u>ガバメントピッチイベントの開催内容は適切か。</u> (2) <u>効果的な参加募集方法が提案されているか。</u>
4 課題解決策の提案募集及び優秀提案の選定支援について	(1) 課題解決策の募集・受付方法は適切か。 (2) 優秀提案の選定に係る支援内容は期待できるものか。
5 実証事業実施の支援について	<u>提案者の有する経験や知見を活かした、実証事業の成果につながる助言が期待できるか。</u>
6 成果報告会の開催	(1) <u>成果報告会の開催内容及び開催後のアンケート調査内容は適切か。</u> (2) <u>効果的な参加募集方法が提案されているか。</u>
7 独自の追加提案	業務を実施する上で効果的な付加的提案（自由提案）があるか。
8 経費見積	企画提案内容に対して妥当なものとなっているか。
9 総合評価	総合的に判断して、「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業」の事業目的の達成に繋がる提案がなされているか。
社会的取組	(1) 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。</li> <li>・ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。</li> <li>・ あいち生物多様性企業認証を取得しているか。</li> </ul> (2) 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。</li> <li>・ 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。</li> <li>・ 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。</li> </ul> (3) 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。</li> <li>・ 「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。</li> <li>・ えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。</li> </ul> (4) 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受け</li> </ul>

	<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録しているか。</li> <li>・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。</li> <li>・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。</li> <li>・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。</li> <li>・ くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。</li> </ul> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業の認証を受けているか。</li> <li>・ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。</li> <li>・ 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。</li> <li>・ パートナーシップ構築宣言を公表しているか。</li> </ul>
--	---